

## 令和5年度佐賀県土地改良事業団体連合会農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 佐賀県土地改良事業団体連合会長（以下「会長」という）は、電気料金高騰により経済的な影響を受けている農業者の負担を軽減し、営農意欲の向上と農業経営の安定を図るため、土地改良事業等により整備された揚水ポンプ等の農業水利施設を管理する土地改良区等（土地改良区及び複数の農業者が利用する農業水利施設を管理している農業者が構成員となる団体をいう。以下同じ）（以下「補助事業者」という）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という）、令和5年度佐賀県農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金交付要綱（令和5年7月12日付農整第855号。以下「県要綱」という）及びこの要綱に定めるところによる。

### (交付の対象経費及び補助率)

第2条 補助金の対象経費及びこれに対する補助率は次の各号のとおりである。

#### (1) 独立行政法人水資源機構筑後川下流用水施設管理事業（以下「水資源機構事業」という）

対象施設に係る電気料金に対する支援

ア 補助対象施設：水資源機構事業の対象である農業水利施設のうち特別高圧契約及び高圧契約の施設

イ 補助対象経費：補助単価（燃料費調整単価の過去7か年（平成27年度から令和3年度）の年間平均単価のうち最高、最低を除く5か年の平均と令和5年度平均単価の見込み（令和4年度の燃料調整単価から資源エネルギー庁支援を差し引いた年平均単価）の差額）に令和5年4月から令和6年3月までに支払う電気料金（ただし、会長が別途定める補助金変更申請の期日までに令和6年3月に支払う電気料金が把握できない場合は令和6年2月までに支払う電気料金）の対象となる使用電力量（国、県、市町の補助金充当分を除く）を乗じた額

ウ 補助率：2分の1以内

#### (2) 水利施設管理強化事業（水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号）。以下「水利施設管理強化事業」という）対象施設に係る電気料金に対する支援

ア 補助対象施設：水利施設管理強化事業の対象である農業水利施設のうち高圧契約の施設

イ 補助対象経費：補助単価（燃料費調整単価の過去7か年（平成27年度から令和3年度）の年間平均単価のうち最高、最低を除く5か年の平均と令和5年度平均単価の見込み（令和4年度の燃料調整単価から資源エネルギー庁支援を差し引いた年平均単価）の差額）に令和5年4月から令和6年3月までに支払う電気料金（ただし、会長が別途定める補助金変更申請の期日までに令和6年3月に支払う電気料金が把握できない場合は令和6年2月までに支払う電気料金）の対象となる使用電力量（水利施設管理強化事業の補助金充当分を除く）を乗じた額

ウ 補助率 : 2分の1以内

(3) その他の施設に対する支援

ア 補助対象施設 : 水資源機構事業、基幹水利施設管理事業（基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日8構改A第595号）。以下「基幹水利施設管理事業」という）及び水利施設管理強化事業の対象外で、土地改良事業等（補助事業によらない共同施工等を含む）で造成した共同で管理（集積、集約の結果の個人管理含む）する農業水利施設のうち高圧契約の施設

イ 補助対象経費 : 補助単価（燃料費調整単価の過去7か年（平成27年度から令和3年度）の年間平均単価のうち最高、最低を除く5か年の平均と令和5年度平均単価の見込み（令和4年度の燃料調整単価から資源エネルギー庁支援を差し引いた年平均単価）の差額）に令和5年4月から令和6年3月までに支払う電気料金（ただし、会長が別途定める補助金変更申請の期日までに令和6年3月に支払う電気料金が把握できない場合は令和6年2月までに支払う電気料金）の対象となる使用電力量を乗じた額

ウ 補助率 : 2分の1以内

(暴力団の排除)

第3条 補助事業者は、別紙1の「誓約書」を提出すること。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は令和5年12月8日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 土地改良区以外の申請者は、当該施設を共同で管理していることが分かる既存資料（規約・規定等）又は様式第7号（施設の共同使用・管理に関する確認書）を申請書に添えて提出するものとする。
- 4 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 会長は、補助金の交付の申請があった場合は、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則、県要綱及びこの要綱の規定に従うこと。
  - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、会長の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、第2条各号の経費の相互間におけるそれぞれの経費30%の以内の変更については、この限りではない。
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けること。
  - (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
  - (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- 2 前項の(2)の規定により、会長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(決定の通知)

第7条 会長は、補助金の交付の決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請の取下げをできる期間は、補助金の交付決定を受けた日から14日以内とする。

(実績報告)

第9条 実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して20日を経過した日又は事業完了の日が属する年度の3月31日(補助金の全額を概算払で交付された場合は、補助金の交付決定した日の属する会計年度の翌年度の4月20日)のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 第4条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(額の確定等)

第10条 会長は、前条第1項の報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業

者に通知するものとする。

- 2 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内の日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて別途定められた年利割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

- 第 11 条 この補助金は、会長が必要と認める場合は、概算払で交付することができるものとする。
- 2 補助金交付請求書は、様式第 5 号（精算払）又は第 6 号（概算払）のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県 農林水産部 農地整備課長 様

住 所

\_\_\_\_\_

(ふりがな)

法人・団体名

\_\_\_\_\_

(ふりがな)

代表者氏名

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名することができる。
- 2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、令和5年度佐賀県農業水利施設電気料金高騰対策事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。